

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

		担当課	砂防課	検索番号	1
法令名	愛媛県砂防指定地管理条例	根拠条項	4条、5条、7条、8条		
許認可等	砂防指定地内の行為許可、砂防設備の占用許可、変更許可、更新許可				
(根拠規定)					
(制限行為)					
第4条 砂防指定地内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び知事が治水上砂防のため支障を来すおそれが少ないと認めて指定した行為については、この限りでない。					
(1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の現状を変更する行為					
(2) 土石(砂れきを含む。)の採取、鉱物の採掘又はこれらの堆積若しくは投棄					
(3) 立竹木の伐採					
(4) 樹根、芝草その他の生産物の採取					
(5) 施設又は工作物の新築、改築、増築、移転又は除却					
(6) 竹木の滑下又は地引きによる運搬					
(7) 牛馬その他の畜類の継続的な放牧又は係留					
(8) 火入れ又はたき火					
(略)					
3 知事は、第1項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が治水上砂防のために支障がないと認められるときは、これを許可するものとする。					
4 知事は、第1項の許可に当たり、治水上砂防のため必要があると認めるときは、条件を付することができる。					
(砂防設備の占用の許可)					
第5条 砂防設備を占用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。					
(略)					
3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「行為」とあるのは、「占用」と読み替えるものとする。					
(許可の期間及び更新)					
第7条 許可の期間は、第4条第1項の許可にあつては2年以内と、第5条第1項の許可にあつては5年以内とする。					
2 前項の許可の期間は、許可を受けた者の申請により更新することができる。					
(変更の許可)					
第8条 第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者(以下単に「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。					

(許認可等の基準)

行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について
(平成6年9月30日付け河政発第52号建設省河川局長通知)

五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

2 砂防法(明治三〇年法律第二九号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

砂防法の規定による申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間は、それぞれ次のとおりである。

(1) 第四条第一項(砂防指定地内における一定行為の制限)

(1) 審査基準について

砂防指定地内における行為について許可に係らしめられている場合には、以下の基準により審査するものとする。

- 1) 申請された行為の内容が、当該土地の砂防指定地に指定された理由及び現況から判断して、土地の形質の変更等により砂防設備の設置、機能の維持に支障を生じさせ、土砂の生産・流出を発生若しくは増幅させ、又は竹木の伐採等により竹木が有する土砂崩壊防止等の機能を減少させる等、治水上砂防に悪影響を及ぼすものではない場合は許可するものとする。

なお、宅地、ゴルフ場等の造成など、その行為の性格からみて治水上砂防に著しい悪影響を及ぼすおそれのある行為については、別に定める技術的基準に適合しなければならないこと。

- 2) 砂防設備の埋没等の内容を含む行為については、治水上砂防に悪影響を及ぼすものではない場合であって、当該行為を行うにつきやむを得ないと認められる相当の理由があり、かつ、必要に応じ当該砂防設備の埋没等により阻害された治水上砂防の機能を回復させるための代替措置が講じられる場合に許可することができるものであること。

- 3) 砂防設備を占用する行為については、治水上砂防に悪影響を及ぼすものではない場合であって、申請者が申請に係る事業を遂行するための能力及び信用を有する者である場合に許可することができるものであること。

行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について

(平成6年9月30日付け河砂発第50号建設省河川局砂防部砂防課長通知)

一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について

2 砂防法(明治三〇年法律第二九号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について

(1) 第四条第一項(砂防指定地内における一定行為の制限)関係

- (1) 局長通達五 2(1)(1)1)の「砂防指定地の指定理由及び現状」とは、「砂防指定地指定要綱」(平成元年九月一二日建設省河川局長通達)第二をいうものであり、具体的には以下に掲げるものをいうものであること。

- 1) 溪流若しくは河川の縦横侵食又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は、顕著となるおそれのある区域
- 2) 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域

- 3) 火山泥流等により著しい被害を受け、又は受けるおそれがある区域で砂防設備の設置が必要と認められる区域、火山地及び火山麓地
- 4) 土石流危険渓流等による土石流の発生のおそれのある区域又は土石流の氾濫に対処するため砂防設備の設置が必要と認められる区域
- 5) 地すべり防止区域で治水上砂防のため、渓流、河川に砂防設備の設置が必要と認められる区域
- 6) 開発が行われ又は予想される区域で、その土地の形質を変更した場合、渓流等への土砂流出等により、治水上砂防に著しい影響を及ぼすおそれのある区域
- 7) その他、公共施設又は人家等の保全のため、砂防設備の設置又は一定の行為の禁止若しくは制限が必要と認められる区域

(2) 局長通達五 2(1)(1)の「治水上砂防」とは、おおむね次のような内容をいうものであること。

土砂の生産は、山地の斜面が降雨等による表面侵食等によって削り取られ、また、渓床や溪岸が流水により縦横侵食を起こすことによって絶えず行われており、これにより生産された土砂も不断に下流の河川へと流送され、あるいは台風や梅雨等による異常降雨時には土石流等となって莫大な量の土砂を流出させる。これら土砂の生産及び流出は、河状を常に変化させ、また、河床上昇等の現象を生じさせ、水害の主要な原因を形成するとともに、土石流等による生命、身体、財産等への被害を引き起こす土砂災害を生ぜしめる。

このような土砂の生産を抑制し、流送土砂を扨止調節することによって災害を防止することが「治水上砂防」とされているものであること。

(3) 局長通達五 2(1)(1)1)の「技術的基準」とは、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)」、「昭和四九年四月一九日建設省河川局砂防課長通達」等を指すものであること。

(その他)